

議案第62号

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部 改正について

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成15年静岡市条例第248号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。